

性犯罪の厳罰化 諮問へ

法相、法制審に告訴不要化も議論

性犯罪の厳罰化のため、刑法の改正に向けた議論が法制審議会（法相の諮問機関）で始まることになった。強姦罪の法定刑の引き上げや、被害者の告訴がなくても罪に問えるようにすることなどがテーマ。法務省は、厳罰化で性犯罪の防止につなげたい考えだ。

上川陽子法相が2日、9日の法制審に刑法改正をはかる考えを明かした。有識者会議が8月にまとめた報告書を受けたもので、賛成多数となったテーマは、法改正が必要と判断した。法制審による答申を受けて、法務省が刑法の改正法案をまとめる見込みだ。

強姦罪の法定刑の下限は「懲役3年以上」で、強盗罪の「懲役5年以上」より軽い。このため法制審には、下限の引き上げを諮問する。また、強姦罪と強制わいせつ罪は、被害者の告訴が必要な「親告罪」となっているが、告訴を不要とする法改正をめざす。このほか、親などの地位を利用した性暴力に新たな規定を設ける行為を強姦と同等に扱うことも諮問する。

被害者・支援者は評価

「性暴力を許さないというメッセージを、社会に伝えることになる」。性暴力禁止法をつくろうネットワークの共同代表を務める周藤由美子さんは法改正に向けた動きを評価する。「『魂の殺人』と呼ばれる強姦被害の深刻さを考えると、法定刑は見合っていないかった」

被害者も議論を見守る。小学生のころから継父に性暴力を受けた女性(33)は「国でこういう話し合いが行われることは喜ばしい」。自身は20代で家出してのち継父を告訴。吐くほど苦しい思いで、支援者なくしてできない裁判だった。

「家族などの地位を利用した性犯罪は新たな規定を設けるべきだ、というのはその通りだと思う。子どもたちの私には、母の再婚相手に従う以外に道はなかった。被害を自覚するまでも時間がかかった」

一方、性犯罪者らの治療にあたるNPO「性障害専門医療センター」代表理事で精神科医の福井裕輝さんは「厳罰化より先にやるべきことがある」と指摘する。海外のデータによると、厳罰化と犯罪抑止との間には関連性がないという。

欧米では加害者に職業訓練を受けさせつつ、専門的な治療を受けさせ、効果が出ているという。「被害者を生まないためには加害者をなくすしかない。司法と医療の連携が必要だ」

- 法制審に諮問する主なテーマ
- ・強姦罪と強制わいせつ罪を非親告罪とする
 - ・強姦罪の法定刑の下限を引き上げる
 - ・親などの地位を利用した性犯罪に新たな規定を設ける
 - ・被害者が男性でも強姦と同等に扱う
 - ・性交に類似する行為を強姦と同等に扱う